

岡崎市アスベスト対策事業費補助金交付要綱

趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査及び除去等を行う者に対し、予算の範囲内において岡崎市アスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項に規定する補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める。

(1) アスベスト

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。

(2) 分析調査

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材（吹付け仕上げ塗材は除く。）に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成28年4月13日付け基発第0413第2号厚生労働省労働基準局長通達）により示された方法で分析調査することをいう。

(3) 除去等

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト等（吹付け仕上げ塗材は除く。）について除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベスト等が施工されている建築物の除却をいう。

(4) 建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年10月23日付け厚生労働省／国土交通省／環境省／告示第1号）第2条第2項に規定する者をいう。

(5) アスベスト調査台帳

「民間建築物における今後のアスベスト対策について」（平成29年6月22日付け国住指第810号）により岡崎市が整備するアスベスト調査台帳をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 建築物を所有している者。

(2) 市税を滞納していない者。

(3) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定

する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下この条において「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者。

(補助の対象建物)

第3条の2 補助の対象建物は、岡崎市内に所在する次の各号のすべてを満たす建築物とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に著しく違反していないこと。
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないこと。
- (3) 補助金を受けようとする事業に関し、当該建築物が所在する一団の土地の建築物に対して、過去に本補助金の交付を受けていないこと。ただし、第3条の3第1号に規定するアスベストの分析調査のために交付された補助金を受けた住宅は、同条第2号に規定するアスベスト除去等のための補助金の交付を受けることができる。
- (4) 分析調査、除去等に関し、国や他の地方公共団体の補助金等が交付されていないこと。
- (5) 分析調査について補助金の交付を受けようとする場合は、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあること。
- (6) 除去等について補助金の交付を受けようとする場合は、吹付けアスベスト等が施工されていること。

(補助の対象事業)

第3条の3 補助の対象事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) アスベスト調査台帳に記載された建築物について行う、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施する分析調査(以下「アスベスト分析調査費補助事業」という。)
- (2) 除去等の事業の計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施する除去等(以下「アスベスト除却等工事費補助事業」という。)

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び補助金額は、予算の範囲内において、次の表のとおりとする。なお、対象経費の額は、確定申告の際に補助事業に係る消費税相当額を仕入れに係る消費税として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

補助事業	対象経費	補助金額
アスベスト分析調査費補助事業	対象建物の分析調査に要する経費で、分析調査を実施する機関に対して支払う費用	対象経費の全額かつ250千円を超えない額を限度とする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。
アスベスト除去等工事費補助事業	対象建物の除去等に要する経費で、除去等を実施する施工業者に対して支払う費用	対象経費の2/3以内かつ1,800千円を超えない額を限度とする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てる。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施かつ補助金の交付を申請する前に様式第1号による事前相談書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第6条 申請者は、補助事業を実施する前に、様式第2号による補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図及び平面図
- (2) 対象経費の見積書
- (3) 吹付アスベストが施工されているおそれがあることがわかる仕様書又はそれと同等とみなすことができるもの（アスベスト除去等工事費補助事業の場合は除く。）
- (4) アスベストが吹き付けられていることを証する書類（アスベスト分析調査費補助事業の場合は除く。）
- (5) 納税証明書
- (6) 消費税仕入税額控除確認書（申請者が法人の場合）
- (7) 役員名簿（申請者が法人の場合）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による補助金交付申請書は、次の各号に掲げる日までに提出しなければならない。

- (1) アスベスト分析調査費補助事業については、申請する年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）とする。
- (2) アスベスト除去等工事費補助事業については、申請する年度の11月末日（土日祝日の場合は直前の開庁日）とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、様式第3号による補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(着手の届出)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、アスベスト分析調査費補助事業の場合を除き、補助事業に着手したときは、着手日から起算して10日を経過する日までに様式第4号による着手届に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 建築物石綿含有建材調査者が策定した除去等の事業の計画書の写し
- (3) 現場体制がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までに補助事業に着手できなかったときは、当該期日までに様式第9号による遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(地位の承継)

第9条 交付決定者が死亡した又は破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人(以下「承継人」という。)が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、様式第5号による承継届に次の各号に掲げる書類を添付して、市長へ提出しなければならない。この場合、承継人について第3条第1項(第1号を除く。)の規定を適用する。

- (1) 承継人の納税証明書
- (2) 承継の内容がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による承継届は、承継日から起算して30日を経過する日までに提出しなければならない。

3 交付決定者は、第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の変更承認申請等)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更を生じる場合は、様式第6号による補助金変更承認申請書に次

の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の見積書
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 2 交付決定者は、前項以外の変更をする場合は、様式第8号による変更届を市長に提出しなければならない。
- 3 申請者は、補助事業が完了予定日から起算して20日を経過する日までに完了しない場合は、当該期日までに様式第9号による遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 第1項の規定による補助金変更承認申請書は、補助事業の変更に着手する前日までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。
- 5 第2項の規定による変更届は、変更した日から起算して10日を経過する日かつ完了する日までに市長へ提出しなければならない。

(補助金の変更承認)

第10条の2 市長は、前条第1項の規定による補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは交付決定額の変更を承認し、様式第7号による補助金変更承認通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の廃止又は中止)

第11条 申請者は、補助事業の遂行が困難になり廃止又は中止をしようとする場合は、様式第10号による補助事業廃止(中止)届に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書
 - (2) 補助金変更承認通知書(補助金変更承認を受けている場合)
- 2 前項の規定による廃止(中止)届は、補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第8条第2項に規定する日までに提出しなければならない。

(完了実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、様式第11号による完了実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト分析調査費補助事業の場合
 - ア 分析調査の結果報告書
 - イ 資料の採取状況が確認できる写真
 - ウ 調査を実施した建築物石綿含有建材調査者の登録証
 - エ その他市長が必要と認めるもの

(2) アスベスト除去等工事費補助事業の場合

- ア 除去等の結果報告書
- イ 工事着手前、工事の施行状況及び工事完了後の写真
- ウ 除去等に要した費用がわかるものの写し
- エ その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による補助事業完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月の第1金曜日（祝日の場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要があると認める場合は現場を検査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、様式第12号による補助金確定通知書を交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、様式第13号による補助金支払請求書に、領収書等の写し又は領収書と同等とみなすことができるものの写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金支払請求書は、前条による通知を受けた日から起算して30日以内かつ通知を受けた日の属する年度の3月末日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに提出しなければならない。

3 市長は、前項による補助金支払請求書に基づき確定通知者に補助金を交付する。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第14条の2 市長は、交付決定者又は確定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第7条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日までに第8条第1項に規定する着手届が提出されなかったとき。ただし、第8条第2項により遅延報告書の提出があった場合を除く。
- (4) 第8条第2項による遅延報告書の提出があった場合で第8条第2項に規定する日から起算して60日を経過する日かつ補助事業を行う年度の1月末

日までに着手届が提出されなかったとき。

- (5) 第9条第2項に定める期日までに、承継届が提出されなかったとき。
- (6) 第11条第2項に定める期日までに、廃止（中止）届が提出されなかったとき。
- (7) 第12条第2項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (8) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (9) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (10) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (11) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（指導等）

第14条の3 市長は、申請者に対して補助事業を適切に実施させるため必要な指示をし、報告を求め又は調査をすることができる。

（書類の保管）

第15条 確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。